



「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム in 大阪」のパネルディスカッション
→ [P10](#) に関連記事 (12月17日)



神田金融審議会第一部会部会長より部会報告「投資サービス法(仮称)に向けて」を受け取る与謝野大臣
→ [P18](#) に関連記事 (12月22日)

目次

【トピックス】

- 平成18年度機構・定員及び予算について……………2
- 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正の概要について……………5
- 地域銀行の平成17年度中間決算の概要について(暫定集計値)……………6
- ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点……………6
- 外国為替証拠金取引業者に対する行政処分及び登録制の状況について……………8

【法令解説】

- 公認会計士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係内閣府令の改正について……………9

【特集】

- お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウムの開催
第1回 基調講演 後藤田内閣府大臣政務官(金融・経済財政政策担当)……………10

【国際会議入門】

- 「決まる」ってどういうことか……………14

【審議会関係】

- 金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法(仮称)に向けて」……………18
- 金融審議会金融分科会第一部会 公開買付制度等ワーキング・グループ報告
公開買付制度等のあり方について……………21
- 企業会計審議会内部統制部会報告 財務報告に係る内部統制の評価及び
監査の基準のあり方について……………23

【金融ここが聞きたい!】……………25

【お知らせ】……………27

【12月の主な報道発表等】……………28

【トピックス】

平成 18 年度機構・定員及び予算について

1. はじめに

平成 17 年 12 月 24 日に閣議決定された平成 18 年度政府予算案における金融庁関連の機構・定員及び予算の概要について説明します。

我が国の金融システムを巡る局面の転換を踏まえつつ、金融庁の任務を引き続き的確に果たすため、市場行政体制の強化を中心に、以下のとおりの体制整備及び総額約 211 億円の予算が認められました。

2. 機構・定員

(1) 市場行政体制の強化 (40 人)

- ① 総務企画局市場課及び企業開示課の体制を市場業務担当参事官及び開示業務担当参事官の設置等により強化するとともに、市場監視機能の多様化・高度化を踏まえ、証券取引等監視委員会事務局の体制を 2 課 3 室体制から 5 課 1 官体制へ再編することとしました。
- ② 証券取引法の一部改正を踏まえ、有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金調査体制を整備するとともに、監査法人等に対する検査体制、外国為替証拠金取引業者に対する監督体制、利用者相談体制等を強化することとしました。

(2) 実効性・効率性の高い検査・監督体制の整備 (24 人)

- ① 保険業法等の一部改正を踏まえ、少額短期保険業者に対する検査・監督体制を整備するとともに、銀行法等の一部改正を踏まえ、銀行代理業者に対する監督体制を整備することとしました。
- ② 業態横断的な監督業務の重要性の高まりを踏まえ、コングロマリット室を設置するとともに、より効率的・実効的な検査の実施を目的とした金融検査評定制度の導入に伴い、評定審査官を設置するなど、検査・監督体制を整備することとしました。

【内訳】

	17 年度末定員	定員削減	18 年度増員	18 年度末定員
総務企画局	289	▲ 4	16	304 (注)
検査局	454	▲ 6	6	454
監督局	203	▲ 3	21	221
証券取引等監視委員会	307	▲ 5	19	318 (注)
公認会計士・監査審査会	41	—	2	43
計	1,294	▲18	64	1,340

(注) 総務企画局及び証券取引等監視委員会の 18 年度末定員は、定員振替による増減を含む。

(参考) 17 年度の定員削減は「▲17」、増員は「109」で、「92」の純増。

3. 予算

- (1) 有価証券報告書等に関する電子開示システム (EDINET) の開発に必要な経費など、総額で約 211 億円の予算が認められました。
- (2) なお、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方にに基づき、50 兆 1,500 億円が認められました。

【参考】平成18年度預金保険機構の政府保証枠

(単位：兆円)

勘定	平成17年度	平成18年度予算案
一般勘定	1.9	1.9
金融再生勘定	1.4	7
金融機能早期健全化勘定	6	5
危機対応勘定	1.7	1.7
金融機能強化勘定	2	2
産業再生勘定	0.15	0.15
政府保証枠 合計	58.15	50.15

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「平成18年度機構・定員及び予算について」\(平成17年12月26日\)](#) にアクセスしてください。

平成18年度 金融庁予算の概要
(概算決定)

区分	平成17年度 当初予算額 (A) 百万円	平成18年度 内示額 (B) 百万円	対前年度 増減額 (B-A) 百万円	対前年度 伸び率 (B-A)/(A) %
(項)金融庁	18,612	20,968	2,357	12.7
人件費	12,473	13,234	760	6.1
その他	6,138	7,735	1,596	26.0
検査監督等実施経費	835	848	13	1.5
金融庁行政情報化経費	2,380	4,122	1,742	73.2
金融制度等調査・研究等経費	218	234	16	7.3
審議会等運営経費	105	112	6	6.2
国際会議等出席経費	215	207	△8	△3.6
その他	2,385	2,212	△173	△7.3
(項)経済協力費	110	103	△6	△5.8
合計	18,721	21,072	2,350	12.6

(注) 各々の計数を百万円未満で四捨五入したため、計数が符合しない場合がある。

(参 考)

(単位:百万円、%)

区 分	平成17年度 当初予算額 (A)	平成18年度 内 示 額 (B)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (B-A)	対 前 年 度 伸 び 率 (B-A)/(A)
金融庁内部部局等	14,408	16,612	2,204	15.3
人 件 費	9,075	9,644	569	6.3
物 件 費	5,333	6,968	1,635	30.7
証券取引等監視委員会	3,764	3,897	133	3.5
人 件 費	2,960	3,131	171	5.8
物 件 費	804	765	△ 39	△ 4.9
公認会計士・監査審査会	549	563	14	2.6
人 件 費	438	458	20	4.6
物 件 費	111	105	△ 6	△ 5.4
合 計	18,721	21,072	2,351	12.6
人 件 費	12,473	13,234	761	6.1
物 件 費	6,248	7,838	1,590	25.4

(注) 各々の計数を百万円未満で四捨五入したため、計数が符合しない場合がある。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正の概要について

金融庁は、平成17年12月22日、中小・地域金融機関（以下「地域銀行等」と言います。）を対象とする「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針](#)」（以下「中小向け監督指針」と言います。）を改正しました。

今回の改正は、先般（昨年10月28日）、新たに「[主要行等向けの総合的な監督指針](#)」（以下「主要行向け監督指針」と言います。）が策定され、現下の環境変化や新たな問題意識等を反映した幅広い内容が規定されたことから、中小向け監督指針についても、これらを適宜反映させることを主たる目的として行ったものです。

改正に当たっては、地域密着型金融を中心とした、主要行とは異なる業務特性等を有する地域銀行等を対象とする、財務局職員向けの「オールインワン型手引書」としての位置付けや、基本的な構成は維持しつつ、主要行向け監督指針における個別の規定について、地域銀行等への適用の要否・適否を検討しました。また、平成16年12月24日の[金融改革プログラム](#)において示された、利用者保護ルールの徹底や金融機関の経営管理（ガバナンス）の向上、情報開示の充実といった観点も反映させています。

その結果、全体としてみると、例えば、経営管理や一般的なリスク管理に関する規定等、預金取扱金融機関として当然に主要行と同様の監督を求めることとしたものが多数に上っている一方、主要行が主要行であるが故に要請されている事項やベスト・プラクティス的な色彩の濃い規定、或いは、適用事例が限定的となる規定等、取立て盛り込まなかった規定も相当あります。

具体的には、新たな規定として、近年における重要性の増大を背景に、役員による法令等違反行為への対応に関する規定や主要株主の認可審査に関する規定を盛り込むとともに、金融機関におけるシステム関連の取組み等に対応するため、金融機関相互のシステムネットワークの利用に関する規定、インターネットバンキングに関する規定、システム統合リスク・プロジェクトマネジメントに関する規定等を追加しました。その他、金融犯罪に対する利用者保護の観点からATMシステムのセキュリティ対策に関する規定も追加していますが、安全性確保のための手法については一定の柔軟性を認めています。

また、従来の規定を拡充・明確化するものとして、監査役設置会社における経営管理（ガバナンス）に関する規定やそれに伴う内部監査ヒアリングの定例化の規定、組織犯罪等への対応に関する規定、一般的なシステムリスクに関する規定等を盛り込みました。情報開示の適切性・十分性に関する規定も拡充しましたが、その中で条件緩和債権の判定における基準金利の考え方等についても明確化を図っています。その他、危機管理体制について業務継続計画（BCP）を盛り込み実質的な拡充を図ったほか、各種リスクに係る監督上の着眼点に関する規定や、検査部局等との連携に関する規定、銀行持株会社の監督に関する規定等についても、地域銀行等や財務局職員向けに適宜修正した上で盛り込んでいます。

他方、主要行向け監督指針の規定のうち、自己資本の質に関する規定、収益性の改善に関する規定、統合リスク管理に関する規定等については、主要行特有の規定又はベスト・プラクティス的な色彩の濃い規定であり、主要行向け監督指針の規定を一律に適用することは適当でないことから、盛り込まないこととしました。また、委員会等設置会社における経営管理に関する規定、カントリーリスクや海外業務管理に関する規定、プライベートバンキングに関する規定等は、地域銀行等の業務特性等に照らして現状適用例が極めて限定的であるため、今回は取立て規定せず、主要行向け監督指針を参照することとしています。

今回の改正の主な内容は以上のとおりですが、これらの規定は、一部を除き、昨年12月22日の公表と同時に適用となっており、金融庁としても、円滑に実際の監督事務に反映させるよう努めてまいります。

なお、今回の改正は、基本的に主要行向け監督指針の策定を受けたものであることから、今後の検討課題として残されている事項もあります。例えば、金融機関の取締役の資質に関する規定（Fit and Proper原則）の具体的な着眼点の明確化、パーゼルII（新しい自己資本比率規制）の導入に向けた金融機関のリスク管理に関するルール・態勢の整備及び検査監督当局の体制整備、銀行法改正による銀行代理店制度の見直し等に関する規定の整備等については、今後改めて改正を行っていくこととなります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正について\(平成17年12月22日\)](#)」にアクセスしてください。

地域銀行の平成 17 年度中間決算の概要について（暫定集計値）

地域銀行の平成 17 年度中間決算発表を受けて、金融庁では各行の発表した計数等を集計し、12 月 9 日に公表しました（公表後、業績修正を踏まえて 12 月 20 日に更新）。

以下、地域銀行の平成 17 年度中間決算の概要について説明します。

1. 損益の状況

実質業務純益は 10,007 億円と、平成 16 年 9 月期（9,624 億円）に比べて微増となりました。

実質業務純益が微増するなか、不良債権処分損の減少などから、中間純利益は平成 16 年 9 月期（4,132 億円）に比べて緩やかながら増加して 4,590 億円となり、黒字幅は半期ベースでは高水準となりました。

2. 自己資本比率の状況について

自己資本比率（単体加重平均ベース）は、9.6%となり平成 17 年 3 月期（9.4%）から 0.2%ポイント上昇しました。

3. 不良債権の状況について

不良債権（金融再生法開示債権）残高は 97,021 億円となり、平成 17 年 3 月期（103,674 億円）と比べ 6,653 億円減少しました。

不良債権比率は、5.2%と平成 17 年 3 月期（5.5%）に比べ 0.3%ポイント低下し、全体として着実に低下していると考えられます。

※ 地域銀行とは、

平成 17 年 3・9 月期は地方銀行 64 行、第二地方銀行 48 行、埼玉りそな銀行の 113 行、平成 16 年 9 月期は地方銀行 64 行、第二地方銀行 49 行、埼玉りそな銀行の 114 行。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「地域銀行の平成 17 年度中間決算の概要（更新）（暫定集計値）」（平成 17 年 12 月 20 日）](#)にアクセスしてください。

ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点

1. 近年、ヘッジファンドの成長はめざましく、ヘッジファンド及びその成長が市場に与える影響について、各国規制当局等の関心が高まっています。特に、市場の拡大により、ヘッジファンドのクロスボーダーでの活動がより活発になっていると言われており、規制当局間の一層の協力が必要と考えられるようになってきています。各国規制当局等は、こうした状況を踏まえ、ヘッジファンドに係る提言を行うとともに、様々な対応策を打ち出しています。
2. 金融庁は、平成 16 年 12 月 24 日に公表した「[金融改革プログラム](#)」においても、その柱の一つである「国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化」への対応の一環として、「ヘッジファンドへの対応」が掲げられています。
3. こうしたことから、我が国金融機関を対象にヘッジファンドに係る実態調査を実施し、今般、その概要を取りまとめるとともに、国際的な議論も紹介しつつ、ヘッジファンドに係る論点を整理し、平成 17 年 12 月 13 日に[公表](#)しました。

4. 我が国において現在、ヘッジファンドの明確な定義はないことから、今回の調査に当たっては、ヘッジファンドを① レバレッジの活用、② 成功報酬の徴収、③ ヘッジファンド戦略の3要素を持つファンドとし、当庁所管の金融機関1,251社に対して、任意で回答を求めました。

(注) 今回の調査では、調査対象会社がどのような金融商品をヘッジファンドとしてとらえているかも含めて我が国のヘッジファンドの実態を把握しようとの意図から、上記3つの定義の解釈などは回答者である調査対象会社に委ねたため、各調査対象会社の解釈が異なる可能性等があるために、今回の調査結果が我が国におけるヘッジファンドの実態を正確に表しているという保証は必ずしもないことに留意する必要があります。

5. その結果、調査対象金融機関が取り扱ったヘッジファンドは、5年間（平成12年度～平成16年度）の合計で① 販売額が約5兆9千億円、② 設定額が約2兆5千億円であり、平成16年度末で保有額が約6兆1千億円あることが分かりました。

また、我が国金融機関が設定したヘッジファンドは、平成15年度以降、設定本数及び設定金額ともに、それ以前に比べ飛躍的に増加していることも明らかになりました。（なお、世界のヘッジファンドの市場規模は、平成12年初に3,240億米ドル（約35.6兆円）だったものが、平成17年初には、約3倍の1兆米ドル（約110兆円）に拡大したと言われています。）

このほか、ヘッジファンドの半数は銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関に販売されていること、個人投資家に対する販売も調査対象期間の5年間で顕著な伸びを示していること、販売したヘッジファンドのうち、日本籍は4割にとどまっており、我が国においては、外国で組成されたものが多く販売されていることなどが主な特徴であると言えます。

6. 今回の調査取りまとめの中では、各国のヘッジファンドに対する取り組みについても言及しているところです。例えば、アメリカでは、平成16年に「1940年投資顧問法」を改正し、登録義務の生じる顧客数の定義を見直し、一定のヘッジファンド投資顧問に対しSECへの登録が義務付けられています。また、イギリスでは、ヘッジファンドそのものに対する規制はありませんが、英FSAの認可を受けていないファンド（ヘッジファンド等）は、原則、一般投資家への販売が禁止されています。このほか、IOSCO（国際証券監督者機構）や欧州委員会など、様々な国際的組織でも、最近、ヘッジファンドに関し議論等が行われているところです。

7. こうした結果及び国際的な議論を踏まえ、ヘッジファンドをめぐる論点として、

- ① ヘッジファンド投資家のリスク管理能力を、どのように把握し、高めたらよいか
 - ② リスク管理能力に限界のある一般投資家層について、販売規制が必要か
 - ③ ヘッジファンド運用会社の管理体制を、現行の検査・監督の枠組みの中で、どのように把握していくか
 - ④ 我が国金融機関のヘッジファンド取引状況を継続的に注視していくにあたって、どのような枠組みが適切か
- 等を取り上げています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点」](#)（平成17年12月13日）にアクセスしてください。

外国為替証拠金取引業者に対する行政処分及び登録制の状況について

1. 改正法施行後の外国為替証拠金取引業者に対する行政処分について

平成 17 年 7 月 1 日の改正金融先物取引法の施行により、外国為替証拠金取引業者は店頭金融先物取引業者として改正法の規制を受け、金融庁及び財務局の監督下に置かれることになりました。

金融庁や財務局では、投資者の保護を図るために、一般投資家の皆様からの情報をもとに、外国為替証拠金取引業者に対し必要に応じてヒアリングや警告を行い、問題があると認められた 54 社に対して業務停止命令及び業務改善命令を発出しております。これらの業者のほとんどは、債務超過状態でその解消の目処がたたないため支払い不能のおそれがあり、顧客から預かった証拠金と会社の資産を区分して管理していませんでした。また、債務超過に陥った経緯としては、顧客から預かった証拠金を営業費用等に流用したこと、証拠金を含む会社資産を関係者に持ち逃げされたこと、業者自身が為替変動リスクを回避するためのヘッジ取引を行っていなかったため多額の為替差損を被ったこと等が認められています。

2. 改正法に基づく外国為替証拠金取引業者の登録状況について

改正法では、外国為替証拠金取引業者に金融先物取引業者としての登録を義務付けており、平成 18 年 1 月以降は、登録を受けた業者と、改正法の経過措置の適用を受けて当局が登録の申請書を受理し審査中の業者でなければ外国為替証拠金取引業を行うことができません。

平成 18 年 1 月 17 日現在、金融先物取引業の登録業者は 98 社、当局が登録申請を審査中の業者は 90 社となっております。一般投資家の皆様におかれては、登録を受けていない者からの勧誘等については十分ご注意ください。また、登録業者や当局が登録申請を審査中の業者と取引を行う場合であっても、その業者の信用力を慎重に判断し、取引内容をよく理解することが重要です（当局が登録申請を審査中の業者については、審査の結果登録されない場合もあることにご留意ください。）。

※ 外国為替証拠金取引は、少額で取引できる反面、差し入れた証拠金以上の多額の損失が生ずるおそれのある非常にリスクの高い取引です。そのため、リスクを認識した上で、自らの責任で適切な投資判断を行うことが必要です。

詳しくは、金融庁ホームページの「一般のみなさんへ・投資を行っている方へ」から[「外国為替証拠金取引について」](#)（平成 18 年 1 月 6 日）にアクセスしてください。

【法令解説】

このコーナーでは、「公認会計士法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 67 号）」の新試験制度に関する部分の施行（平成 18 年 1 月 1 日）に合わせ、所要の内閣府令の改正を行った主な改正点についてご説明いたします。

公認会計士法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係内閣府令の改正について

① 会計士補等実務補習規則の全部改正

イ 実務補習団体等の認定基準について、現行の業務を公正かつ的確に遂行できる施設を有し、かつ、十分な社会的信用を有していること等に加えて、実務補習の位置付けが公認会計士の登録要件となり、これまで以上に実務補習の適切性の担保が求められることから、認定申請者が作成した実務補習規定において、実務補習の方法等が内閣府令に定める要件を具備していること等の要件を追加することとしました。

また、公認会計士法の改正を受けて、実務補習の実施主体となりうるのは団体又は機関となることから、現行の実施主体のうち個人である指導公認会計士に関する規定を廃止することとしました。

ロ 実務補習の内容のうち「公認会計士の業務に関係ある法規」を、昨今の公認会計士に求められる職業倫理の重要性に鑑み、「公認会計士の業務に関係ある法規及び職業倫理」に改めることとしました。

ハ 実務補習の方法について、実務補習の期間要件（1 年以上）が廃止されたことを受けて、所定の単位を修得することを要件とする旨を規定することとしました。また、単位の認定に当たっては習熟度を確認するため、実務補習の方法を定め、各々の方法における必要単位数を定めることとしました。

② 会計士補等の業務補助等に関する規則の一部改正

公認会計士法の改正により、業務補助等の期間と実務補習の期間が通算して 3 年以上とする規定が削除されることから、同様の規定を削除することとしました。

③ 公認会計士等登録規則の一部改正

会計士補制度の廃止に伴い、会計士補の登録に係る規定を削除しました。

④ 公認会計士試験規則の一部改正

公認会計士法施行令第 1 条の 2 において、上場会社等、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令に定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものに 7 年以上従事した者に対して財務会計論を免除する旨規定されていることから、当該法人及び事務又は業務を定めることとしました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から [「公認会計士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係内閣府令の改正案等の公表について」（平成 17 年 11 月 14 日）](#) 及び [「公認会計士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係内閣府令の改正案に対するパブリックコメントの結果の公表について」（平成 17 年 12 月 22 日）](#) にアクセスしてください。

【特 集】

お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム

～お金活き活き、まち活き活き～ の開催

第1回：基調講演 後藤田内閣府大臣政務官（金融・経済財政政策担当）

金融庁は、近畿財務局及び大阪府との共催により、「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム ～お金活き活き、まち活き活き～」を平成17年12月17日（土）に、大阪市立男女共同参画センター北部館（大阪市東淀川区東淡路）において開催しました。

今回のシンポジウムは、地域住民の方々を対象に、身近な地域社会の活動を通じて、お金の使い方について考えることの重要性について理解を深めていただくことを目的として開催しました。

シンポジウムは下記のプログラムに沿って行われました。今月から3回にわたり、シンポジウムの模様を紹介する予定であり、今月号は、後藤田内閣府大臣政務官（金融・経済財政政策担当）の基調講演について掲載します。

《 プ ロ グ ラ ム 》

- 開会挨拶（森本 学（近畿財務局長）、太田 房江（大阪府知事）（代読））
- 基調講演「お金を活き活き使おう！」（後藤田 正純（内閣府大臣政務官））
- パネルディスカッション・プレゼンテーション
 - コーディネーター
 - ・生島 ヒロシ（キャスター）
 - パネリスト（順不同）
 - ・川北 英隆（同志社大学政策学部教授）
 - ・高見 一夫（NPO 法人 おおさか元気ネットワーク 副理事長）
 - ① セッション1（金融経済教育の必要性を考える）
（プレゼンテーション）
 - ・「活き活き人生創りのサポーターとして」（稲岡 真理子（ライフマネジメント研究所長））
 - ・「私たちの金融学習」（大久保 育子（グループCLO代表））（パネルディスカッション）
 - ② セッション2（市民による地域社会の活性化・地域社会に貢献する市民の
お金の使い方を考える）
（プレゼンテーション）
 - ・「地域発、市民初のコミュニティ・ビジネスが地域を元気にする～支える仕組みを
地域に作ろう～」
（法橋 聡（近畿労働金庫 地域共生推進センター長））（パネルディスカッション）
- 総括

後藤田内閣府大臣政務官の基調講演

お金を生き生き使おう！

こんにちは。ご紹介をいただきました内閣府大臣政務官の後藤田正純でございます。本日は土曜日であり、お仕事、またはお休みのおくつろぎのところ、大勢の皆様にお集まりをいただき、金融庁を代表いたしまして心から御礼を申し上げたいと思います。本日は長時間のシンポジウムでございますが、この後は、生島さんをはじめとした各界のご専門家の方々のコーディネーションのもと、ディスカッションがございます。それに先立ちまして、私のほうから全体の流れをご説明させていただければと思っております。



私は徳島県の選挙区出身でございまして、大阪の方々には阿波座をはじめ徳島にゆかりのある名前があり、また、徳島出身の方々が近畿圏には約130万人いらっしゃると言われております。先ほども徳島にゆかりのある方にご挨拶をいただき、そういう意味では、淡路島を通じて大阪と大変近い仲で、今日こうしてお邪魔できたことを大変うれしく思っております。本当は大阪の皆様というよりは、徳島で熱心にこのようなことをやったほうがいいのかと思います。なぜなら、今、徳島県は、1人当たりの貯蓄額が東京に次いで2番目に高く、同じ四国でも、高知の人は宵越しのお金は持たない、あったら全部使ってしまうということですが、徳島の場合は貯蓄にいそむという県民性がございます。ひとつは、低いリスクであるがリターンも少ないという選択なのだと思います。しかしながら、皆様方に今日ご理解いただきたいのは、日本の経済全体とご当地大阪の地域経済、地域再生におきまして、今ある貯金を含めた家計の資産がいろいろなものに投資をされたり、使われたりすることが、いかに日本国内の経済の

発展、ご当地大阪の地域発展、地域再生に役立つかということです。また、そのリターンが投資家に返ってくることにより、家計の資産と経済がさらに密接に結びつく時代に是非もっていききたいというのが政府はじめ金融庁の考え方でございます。一言で言うと、貯蓄から投資へという大きな政策目標を掲げているわけでございます。

今日、もうひとつ申し上げたいことは、当然ローリスク・ローリターンの預金や貯金から、投資を行えば、ある意味でミドルリスク・ミドルリターン、そしてまたハイリスク・ハイリターンとそれぞれにリスクが高まってくることは否めません。しかし、そのリスクには個人で対応していただきたい、自己責任でお願いをしたいということです。しかし、悪意に満ちた金融商品卖房の方々や、組織的にされるの方々については、我々、金融当局としてはしっかりと監視、監督して、しっかりとした厳正な処分も我々はやっていくということです。つまり、保護はしっかりといたしますが、過保護はいたしません。そういったこともぜひご理解をいただきたいと思います。

そして、「どこに相談したらいいのか」「誰に聞いたらいいのか」ということについてですが、今日、スライドの最後と、資料にもご提示させていただきましたが、財務局をはじめ、大阪府、大阪市を中心としたいろいろな消費者センターに皆様方はしっかりと確認をしてください。そして、知っているものに対して投資をしていただきたいと思えます。知らないものについては、しっかりと「NO」と言ってください。そして万が一、騙されそうになったら、今申し上げた専門的な機関、組織にしっかりと確認をしていただきたいということが、今日、私が申し上げたい大きな点でございます。

それでは、これから資料に沿ってお話をいたしますが、まず冒頭に申し上げたいのは、今、日本の国民の皆様の金融に対する知識がどれだけ乏しいかということでございます。預貯金については、皆さんご承知ですし、保険や年金につきましても、保険料等についての知識はもう十分お持ちになっていると思えます。しかし、株式や債券等の証券投資について、またその他のいろいろな新しい金融商品については、50%を越えるパーセンテージで「知識がない」という実態が把握されています。

では、家計の金融資産の保有状況を海外と比較するとどうでしょうか。日本は、いわゆる家計の金融資産のうちの半数以上が現金・預金でございます。しかし、米国やドイツは、その比率が米国は13.3%、ドイツは35.7%でございます。これは裏返せば、日本では、預金・現金以外の株式をはじめとした投信・信託、その他の金融商品に対して、投資を十分にしていない状況であることは明確でございます。今、日本の家計の金融資産総額は合計1,479兆円という数字ですが、つい先日、日銀が出した9月末の家計の資産残高は過去最高となり、この数字が1,499兆円になったという状況でございます。その中身についてみますと、お示したそれぞれのパーセンテージは若干の変化がありますが、株式に対して投資をするようになってきたという数字がでております。そういう意味におきましては、徐々に預金から投資へ加速し始めたかなという現状認識をしているところです。

では、世の中のいわゆるお金の流れ、資金の流れはどうなっているのでしょうか。皆さんご承知のとおり、日本では総理大臣を直接選ぶ制度にはなっておりません。これは間接民主主義ということでございます。大統領選は、直接大統領を選べます。しかし日本では、まず、国会議員を選んで、国会議員が総理大臣を選ぶということでして、自分の思う人が総理になっていないこともあります。それと同じように、皆さんが現金を銀行に預ける場合には、そこから先に誰に貸しているのか、どういう使い方をしているのかが分かりません。分からないままに今までは戦後の高度経済成長の中で、ある一定の金利を得てきました。しかし今の日本の現状をみれば、ようやく不良債権処理を終える過程にあります。預金金利は低いままであり未だ回復傾向にありません。デフレも徐々に徐々に良くなってきている状況において、皆様方の資金を預貯金のみならず、直接顔の見える企業の株や社債を買う、また地域再生、地域のいろいろなNPO等をはじめとしたいろいろなところにお金が流れたら、それが地域活性化につながります。そこで雇用が創出されれば、皆さんのご親族や身内の方もそこで働くことができます。そこで給料をいただいたら、またそれが投資に向かう、個人消費に向かいます。そうするとまた景気、経済が活性化していきます。やはり、我々は国という大きな経済の活性化はもとより、皆様方が今後、地域の中で地域再生に使う、顔の見える投資をこれからさらにしていただきたいという意味合いもあるのです。

そういうことの中で、皆様方に改めてリスクとリターンという点について、もう一度、説明いた

します。預貯金は低リスク・低リターンですが、ハイリターンの商品に金融派生商品というものがありまして、アメリカをはじめとして金融先進国におきましては、こうした金融商品が開発され、経済が活性化されていくという側面もありますが、やはりそれにはリスクが伴います。皆様方のもとにもいろいろな金融商品売りに来る方がいらっしやいます。しかし、すべてが「ダメ」「悪い人」ではありません。すべてそれをシャットアウトしたら、いわゆる低リスク・低リターンの預貯金のままで終わってしまいますが、日本の経済、地域再生のためには、新しいこういった商品もどんどんこれから出てくるので、しっかりとご自分の金融知識、経済知識をこれから持っていていただいて、しっかりと自己責任に基づいて、こういったものにもご関心を持っていただきたいという思いがございます。



次に資料にございますが、「自己責任を求めるための環境整備」について話をします。我々、金融庁は、先ほど申し上げましたとおり、保護はいたしますが過保護はいたしません。過保護はいたさないということは、自己責任でお願いしたいということです。しっかりとした保護として、まず金融機関等に対する厳正な検査・監督をしっかりとやらせていただいております。また、基礎的な金融経済知識や詐欺的な行為に対する警告情報などを我々もしっかりと提供していきますが、皆さんもぜひ、相談室やそういったところに必ずおかしかったら相談をしてください。こう言っても必ずだまされてしまう人がいるのです。校長先生を辞めて、結構お金を持っている人がよくだまされやすいというような話がよく聞こえてきますが、ぜひ相談室に電話を入れていただきたいと思っております。

また、「適合性原則」、「不招請勧誘の禁止」について説明をします。まず、適合性の原則という言葉です。こんな言葉は私も最近、知ったわけですが、簡単に言いますと、いわゆるお金を持って

いるか持っていないかを、その金融機関もしくは金融商品を売る人がしっかりと確認した上でものを売りなさいということなのです。持っていない人に高度なものを売ったりしてはいけませんということを、我々はこれからしっかりと規制をかけていこうではないか、法律を整えていこうではないかということなのです。「不招請勧誘」とは、文字どおり、招かざる勧誘なのです。「そんなものは求めてない」と言うのに売ることを禁止するというので、我々は一部の商品についてそうした法律や制度を運用しておりますので、こういうことがあったら「それは不招請勧誘の禁止にあたるではないか」ということをしっかりと行ってください。今日はこの2つだけでも、覚えていただければありがたいと思っております。適合性の原則においては、金融機関、または金融商品を売る会社は、顧客シートというものを持っており、どのぐらいの所得があって、どういう経験があって、どういう金融商品を他に持っているかなどをアンケート等でしっかり把握した上で、それに合ったものを売るようにしております。金融機関にそういった顧客管理をしっかりと行うように、我々は厳正に指導をしていきたいと思っております。

次に、お金を運用する際の心構え、5つのポイントについてお話します。「知っているもの、分かるもので運用しましょう。」「目的に合った運用を行いましょう。」「リスクを分散して運用しましょう。」「信頼できるプロを活用しましょう。」「だまされたら泣き寝入りするのはやめましょう。」ということです。資料に信頼できるプロ、そして大阪地域での主な照会先を書かせていただいておりますので、ぜひ皆様方にはそのことをしっかりとご認識、ご理解をいただきたいと思っております。

最後になりますが、地域社会とのかかわりという部分についてお話します。地域の企業は、企業自身やその製品になじみがあり実態が肌身で分か

るため、「知っている、分かる」運用対象となり得ます。次に、地域のお金が地域で使われることにより、社会的リターンが生まれる可能性があります。これも先ほど申し上げましたとおりでございます。また、何度も申し上げますが、金融経済知識の普及・習得の場となるということでございます。先ほども府知事代理、また財務局からお話がありましたとおり、これからは我々当局ももちろんですが、現場のNPOをはじめとしていろいろな方が金融情報、金融知識、いい意味での知識を皆様方にこれからもどんどん与えさせていただくと同時に、皆様方もしっかりとその認識をしていただきたいということでございます。



この後に、シンポジウムの中でいろいろな具体的な例示や、いろいろな消費者団体の代表の方や、同志社大学の先生の専門的なお話をしっかりと聞いていただいて、これからの政府または国家が、預金・貯金から投資へという流れの中で、さらに日本経済を活性化させようという思いを皆様方にご理解をいただきたいということを最後にお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

以下、次号以降のパネルディスカッションに続きます。

【国際会議入門】

「決まる」ってどういうことか

金融庁の仕事というと、とかく法律や規則などのルール作り、金融機関の検査・監督といった国内での仕事に焦点があたりがちですが、本当は、金融行政の世界はとても国際色豊かなのです。そこでアクセスFSAでは、今号から数回にわたって、こうした金融庁の国際的な仕事ぶりの一端をご紹介します。いきたく思います。

「最近の国際的議論の動向について」といったテーマで講演をしたところ、「ところで国際会議でものが決まるっていうのは、どういうことを言うのですか。」という質問を受けたことがあります。組織内での会議のように最後は組織の長の判断によるのではなく、といて決定の都度投票を行っているわけでもなく、一言ではどうもうまく説明できないものです。

そこで、本稿では、「初めて国際的な委員会に出席することとなった課長補佐T君へのアドバイス」という形式で、国際会議がどんなふう展開するかの紹介を試みました。読者の皆さんに、会議の様子に思いをはせ、そして、多くの「T補佐」達の奮闘を応援していただければ幸いです。

1. デビューする

(1) 会議前

開始時刻の少し前に会議場へ行くと、会議のメンバーが、コーヒーを片手に、クッキーでもつまみながら、三々五々談笑をしている姿が目に入るでしょう。T君も書類を自分の席に置いたらば早速輪にはいりましょう。ファーストネームで親しげに呼び合い、あるいは早速会議のテーマを論じ、あるいは互いの近況の話題に興じという様子に、少々気後れするかもしれませんが、気にすることはありません。「今回からメンバーとなった日本のTです」と自己紹介をして右手を差し出せば、皆、握手や自己紹介をしてくれるはず、場慣れた人であれば、「そういえばこの前新聞で読んだのだけれど日本では…」などと話を振ってくれるかもしれません。あとは、議長（委員長）と事務局員を見つけて自己紹介をしておけるといいですね。

(2) 会議中

会議ではまず、T君が今後この委員会の熱心なメンバーとして参加していくつもりだということをしっかり印象づけましょう。さもないと、他の国に比べ人事ローテーションの短い日本の場合、他のメンバーからは「どうせすぐ変わるのだらう」と、冷めた目で迎えられるおそれがあります。自分を印象付ける方法はいろいろあるでしょうが、T君にはやはり、小さなテーマでも丁寧に発言を重ねていくという王道を行ってほしいと思います。既に自分と同じ意見が相次いで出されていて、今更自分が発言するまでもないと思っても「自分も同意見である」と言う、文章の平仄を整えるような直接損得には関係ないような点についても積極的に知恵を絞って貢献する等々。日頃から、勉強熱心なT君のことだから大丈夫だとは思いますが、そのためにも中身を少しでも深く研究しておきましょう。日本の場合は、担当になったからその分野を勉強するわけですが、諸外国から見れば、その分野に精通しているからこそ担当となり委員会のメンバーとなったと考えるのが普通です。最初ですから会議の過去の経緯についてはわからなくても仕方ないところですが、内容については専門家であることが期待されています。

2. 主張する

(1) どう主張するか

さて、無事デビューをはたし、いよいよ、当方の立場を主張する場面です。ここで、常に忘れてはならないのは、「国際会議とは、誰が多数派を構成することができるかの争いである」ということです。立派な演説を行ったところで、他のメンバーが支持してくれなければ意味ありません。例えば、

T君の主張した C という意見について他のメンバーの支持がなければ、「メンバーの意見は主として A という考え方と B という考え方に分かれた。そのほか C, D のような意見もあった」といった形に整理され、その後の議論は A, B を中心に展開するでしょう。そこで、C について誰も反論しないからといって、C 案が残っているというのではなく、他のメンバーの眼中にはないということです。

自分の主張に他のメンバーの支持を集めるには何が必要でしょう。

当然のことながら、日本の事情・都合をいくら言っても他国の支持にはつながりません。「監督の向上」「健全性確保」「利用者保護」といった会議の共通の目標にいかにか合致するかという一般的観点からの主張でなければならないことは言うまでもありません。その上で他のメンバーの出方を踏まえ工夫を加えることとなります。

例えば、T君が a, b, c, d 4 つ理由をあげて主張しようとしているとき、あるメンバーは「結論にはまあ賛成してもいいけれど c という考え方には異論がある」と、別にメンバーは「d ということがなければ賛成してもいいなあ」と考えているかもしれません。そうであれば、一見理由が薄弱になるようでも、a, b という理由だけで主張したほうがメンバーの支持を集めやすくなります。あるいは、T君として 100%満足できる案と 8割がた OK の案を考えている場合、100%の案では他のメンバーの支持を得られなくても、8割がた OK の案であればある程度支持が得られそうであれば、最初から 8割の案を主張して支持を集めることもあるでしょう。

(2) どのような準備が必要か

理屈に裏付けられた筋道立った主張の構築が会議準備の第一歩になりますが、それはできたという前提で、少し「会議対策」的なことに触れましょう。

① 情報収集

先ほど述べたように、効果的な主張をするには、他のメンバーがどう反応しそうかについての情報が重要です。まずヒントになるのは日頃の各メンバーの会議での発言ぶりです。結論だけでなく、背後にある考え方、理由付けの癖等々をよく感じとっておくと次につながります。といっても会議の表に出てくる情報量には限りがありますから、場外での会話がものを言います。問題となる議題と直接関係なくても、例えば、日頃から既に終わった議題について感想を述べ合ったりして各メンバーがどのような考え方を持っているかわかっていれば、ある議題についての反応も予想しやすくなります。もちろんさらに具体的に、問題となる議題についての意見をあらかじめ打診するということもあるでしょう。コーヒープレイク時に、食事中に、あるいは会話の中でさりげなく、あるいは深刻な顔を寄せ合って、こんな情報交換が行われているのです。逆に他のメンバーも T君の考え方を探っているはずで、日頃から自分の考えをうまく流すことによって、他のメンバーの主張に T君への配慮が反映されるように図りましょう。

② 事前の対処方針

気をつけなければならないのは、出張前に国内で打ち合わせる対処方針です。発言ぶりまで細かく決めてしまうと、折角現地で他のメンバーの動向についての良い情報が収集できても、会議での発言に活かすことができません。対処方針の打ち合わせにあたっては、「発言要領」のような形で決めるのではなく、今回の会議で何をめざすのか、何は困るのか、優先度合いはといったことについての考え方を関係者と一致させるようにしておく、現地で他のメンバーの感触にあわせて適切な対応をとれるでしょう。

「敵を知り己を知れば百戦危うからず」、各国の考え方を熟知し、日本としての物事の優先順位を明確にできれば、効果的な主張が展開できるはずですが、実際には断片的な情報から他国の出方を思い悩み、日本として何が望ましいかも判断しかねるなかで、暗中模索で発言するのが現実です。

3. 交渉する

(1) 発言力

さて、主な主張が出揃うといよいよ議論が展開されます。手法・戦略は、まず考えの近い同士で共通の立場を固める、まず最も厄介な相手にあたる等々、その時々に応じていろいろでしょう。ただ、

一貫して言えると思うのは、「いかに自らの発言力を強めるか」を念頭に行動することです。先ほど「国際会議とは多数派をめぐる争い」と言いましたが、「多数派」とは単なる数ではなく、それぞれ発言力の強弱があります。そしてここでの鍵となるのが「信頼度」です。もちろん、発言の質が高くなければ信頼されようがありませんが、そこは頭脳明晰なT君のこと、大丈夫だと思うので、少しテクニク的なことを話しましょう。

まず、重要なのは、自分の主張を安易に変えないということです。たとえ主張が似通っていても、いつ意見を変えてしまうかわからないメンバーとは危なっかしくて組めないと感じるでしょうし、逆に主張が大きく異なるメンバーからすれば、何が本当の主張かわからない相手では交渉しがいがない奴と見えます。主張を安易に変えれば、いわば敵味方どちらからも相手にされなくなってしまいます。そして裏を返せば、そのためにも、「とりあえず高い玉」ではなく、最初からある程度維持可能な主張をしておく必要があります。

といっても、ただ自分の主張に固執しているだけでは、次の展開はないわけで、一方で落としどころをよく探る必要があります。「本当に確保したいことは何なのか」「どの部分については工夫の余地があるのか」について、会議場内外で、自分もサインを送り、他のメンバーのサインを読みつつ「理は誰にあるか」「分はどちらにあるか」を見極めていきます。

その上で、ここぞと思ったところで、那須与一の思いで、一回で的を射るべく合意案を出します（あるいはそういう案にのります）。一気に落としどころまでいくのは、いきなり譲歩のしすぎで損ではないかと思うかもしれませんが、その後の議論がT君の案を軸に流れることになるので、結局は有利な結果につなげやすいと思います。また長期的にみれば、他のメンバーが「Tは最終結論に直結するような意見を出せる奴」と認識するようになりますから、発言力が強まります。

そうそう、当たり前のことですが、「相手の期待を裏切らない」ことは大事です。事前に場外でT君が自分と同意見であることを知った人は、T君の支持を期待して発言しています。そこで、黙っていても「Tは根回しのしがいのない奴」ということになってしまい、この先、相手にしてくれなくなります。日本にとっての関心が低いテーマであっても相手の期待を裏切らないようきちんと発言すること、また、いつでもそうした発言ができるよう、直接日本にはあまり関係のなさそうな論点についてもしっかり勉強しておくことが必要です。

ところで、発言力を左右するものには、「信頼度」のほかに「国力」があります。日本は大市場ですから、大抵の場合、もともと相応の発言力があります。他の国の出方を気にせず、自らの国力頼みで押していく路線をとっても、最初から無視されるということはそうないでしょう。ただ、力任せの議論を続け孤立してしまっただけで結局ほとんど実をとれないのみならず、その後も尾をひき、何かと警戒され、対抗するために共同戦線を張られたりされるようになりがちのようです。力任せの主張をする場合は、孤立寸前に方向転換する退き際のアートを肝心といったところでしょうか。

(2) 「気」と「機」

さて、合意に向けてのプロセスでは、「場」の空気がどちらを向いているか、どの程度機が熟しているのかを見なければならぬので、当初の主張の時以上に、各国が何を考えどう動いているかの情報収集・意見交換が重要になってきます。会議中の発言の細かい言葉づかいが貴重なサインということもありますし、また、会議場外のあらゆる時が現場になりえます。会議中のコーヒープレイク、ランチ時はもちろんのこと、出席者の大半が主催者の斡旋したホテルに泊っていることがよくあり、そういう場合は、夜のロビーで、朝食会場で、相手を見つけては様々な意見交換が行われます。いづれどこが合意形成の現場になるかわからないと心得、常に周りの動きを見て最新情報のキャッチできるようにしておくことが肝要です。

とは言っても、最初のうちは、キーワードの重みがわからなかったり、情報が入らなかったりで、なかなか場が読みきれないでしょう。ですから、会議場での表向きの発言を聞いて、「水と油のように相容れない意見が戦わされているなあ」と思っていたところ、コーヒープレイクが終わったら（あるいは、一夜あけたら）一気に議論が合意になだれこんでいき面くらうということもあるでしょう。流れにとり残されないようにアンテナを張ると同時に、常にどんな急展開にも対応できるだけの準備をしておくことも重要です。

このあたり、EU 内でさまざまな会議を行っているせいでしょうか、総じて欧州勢はうまいなあと思います。

4. 最後に

国際業務とはある意味孤独なものです。基本的に、日本のことを知らず、発想方法も違う相手に議論をし、海外事情を知らない（理解しようとしない）国内の人に説明することの繰り返しです。

各国の情報を収集し、ここぞと思う発言・立ち回りをしても、会議の様子がわからない国内の人からは「最初から弱気の打ち出し」「いきなり譲歩しすぎ」と非難されるかもしれません。

T君のような補佐の規定の旅費では斡旋されたホテルの宿泊料にはならず、差額も大蔵省主計局通達（昭和27年蔵計922号）により支給されず自己負担になってしまうこともままあるでしょう。

国内受けをする華々しい主張をしたい、他のメンバーと違う旅費で賄えるホテルに泊まりたいという誘惑にかられることもあるかもしれません。でも、新米補佐のT君も会議に出れば日本の金融監督者の代表、そんな誘惑に負けずに、いかに良い結果を出すかに気持ちを集中して活躍してくれることを祈っています。

【審議会関係】

金融審議会金融分科会第一部会報告「投資サービス法(仮称)に向けて」

1. はじめに

金融審議会金融分科会第一部会（部会長：神田秀樹東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、平成17年12月22日、「[投資サービス法\(仮称\)に向けて](#)」と題する報告をとりまとめました。

第一部会は、平成17年7月7日に、投資サービス法(仮称)（以下「投資サービス法」）の基本的考え方等を示した「[中間整理](#)」をとりまとめました。同年9月中に、「中間整理」について広く意見募集を行ったところ、金融関係団体や弁護士会等の意見も含め、100を超える意見が寄せられました。第一部会では、昨年10月5日に審議を再開し、これらの[意見](#)も参考としつつ、「中間整理」を踏まえ、投資サービス法の法制化に向けて主要論点等に関する検討が行われました。今回の報告は、3か月の間に合計9回に及ぶ公開の会合を開催し、活発な議論を経て、とりまとめるに至ったものです。

本稿では、本報告の概要のうち、別稿で解説が行われている公開買付制度及び大量保有報告制度に関する事項以外について解説します。

2. 投資サービス法の背景と趣旨・目的

(1) 投資サービス法の背景

第一部会は、これまで、既存の利用者保護の対象となっていない金融商品について、詐欺的な販売事例等がみられたことから、個別に利用者保護策の拡充を提言し、それらを踏まえて、立法上の手当てがなされてきました。証券取引法改正による組合型投資スキームへの同法の規制の適用（平成16年12月施行）や金融先物取引法改正による外国為替証拠金取引への規制の導入（平成17年7月施行）がその例です。

しかしながら、最近も、多数の一般投資家を対象とした匿名組合形式の事業型ファンドに関する被害事例の報道、また一部金融機関の取引先との金利スワップを巡る不適切な事例にみられるように、既存の利用者保護法制には「隙間」があり、幅広い金融商品について包括的・横断的な利用者保護の枠組みを整備することが必要不可欠です。このような観点から、第一部会報告では、投資サービス法の制定が提言されました。

(2) 投資サービス法の趣旨・目的

投資サービス法の趣旨・目的としては、第1に、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上です。既存の利用者保護法制の対象となっていない「隙間」を埋めるとともに、現在の縦割り業法を見直し、同じ経済的機能を有する金融商品には同じルールを適用します。一方、一般投資家を念頭に置いた規制を特定投資家（プロ）を顧客とする場面で緩和する等、規制の柔構造化により、利用者保護の必要性と利用者利便の向上や金融イノベーション促進との両立を図ります。第2の趣旨・目的は「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保、第3は金融・資本市場の国際化への対応です。

3. 投資サービス法の対象範囲

(1) 基本的な考え方

「中間整理」では、投資サービス法の対象となる金融商品（以下「投資商品」）について、可能な限り幅広い金融商品を対象とすべきとしつつ、①金銭の出資、金銭等の償還の可能性を持ち、②資産や指標などに関連して、③より高いリターン（経済的効用）を期待してリスクをとるもの、との基準を設定しています。そして、上記③における「リスク」は「市場リスク」と「信用リスク」のいずれかのリスクがあること、「リターン」は「金銭的収益」への期待を中心として整理するとされています。

(2) 預金・保険等の取扱い

このような整理を踏まえ、預金の取扱いについては、現時点では、為替変動により円建て元本の欠損が生ずるおそれがある外貨預金、円建ての元本保証はあるが、中途解約の場合に発生する違約金により実質的に元本欠損が生じ得る円建てデリバティブ預金は、「投資性」が強い商品として対象とすることが適当とされています。また、保険の取扱いについては、現時点では、変額保険・年金や外貨建て保険は、「投資性」が強い商品として対象とすることが適当とされています。

シンジケート・ローン及びABL（アセットバック・ローン）については、現状、資金の出し手の太宗が融資を業とする金融機関であるとの実態等から、今回の法改正では規制対象とはしませんが、今後とも参加者の広がり等を注視し、引き続き検討を行うべきとされています。

デリバティブ取引については、金利・通貨スワップ、クレジット・デリバティブや天候デリバティブ等を含め、幅広く投資サービス業の対象範囲に含めることが適当とされています。

(3) 「金融サービス・市場法」への展望

英国型の「金融サービス・市場法」への展望について、第1部会報告では、最近の問題事例には現行法上対応困難なものもあり、まずは喫緊の課題として、包括的・横断的規制の適用について概ね合意がある「投資性のある金融商品」について早期の法制化に取り組むことが適当とされています。そして、金融商品全般を対象とする、より包括的な規制の枠組みの検討については、投資サービス法の法制化とその実施状況、各種金融商品の特性、中長期的な金融制度のあり方なども踏まえ、引き続き精力的な検討を続けるとされています。

4. 投資サービス業（仮称）の業規制

(1) 投資サービス業の対象範囲

投資サービス業（仮称）の対象範囲については、投資商品に関する「販売・勧誘」、「資産運用・助言」及び「資産管理」を対象とすることが適当であるとされています。現行の証券業の本来業務が販売・勧誘と位置づけられていることに比べると、本来業務が拡大することになります。

(2) 銀行業・保険業・信託業等の取扱い

銀行業、保険業や信託業等については、銀行法等において免許制等のより高度な業規制が課され、投資性のない商品（決済性預金等）も規制対象とされていること、証券取引法 65 条の根拠となった利益相反や銀行の優越的地位の濫用の可能性は今なお重要な論点であることから、投資サービス業の業登録の範囲に含めないことが適当とされています。現行の証券取引法 65 条の枠組みは、登録金融機関制度を含め、維持されることとなります。

銀行代理業、損害保険代理店、生命保険募集人や信託契約代理業についても、銀行業等に準じて考えることが適当とされており、投資サービス業の業登録の範囲に含めないこととなります。

(3) 投資サービス業の業規制の柔構造化

投資サービス業の対象範囲は横断的なものとしつつ、業務内容の範囲に応じ、①すべての投資商品を対象とするすべての業務を行う「第一種業（仮称）」、②投資商品のうち流動性の低い商品の売買等、投資商品に関する資産運用や投資商品に関する投資助言を行う「第二種業（仮称）」、③他の投資サービス業者の委託を受けた媒介（所属会社制）を行う「仲介業（仮称）」の三段階の区分を設け、業規制を柔構造化することが適当とされています。

投資サービス業の参入規制は、現行認可制とされている投資信託委託業や投資一任業務等を含め、登録制とすることが適当とされており、規制緩和されることとなります。

5. 投資サービス業の行為規制

(1) 基本的枠組み

投資サービス法の基本的枠組みとして、金融商品の販売等に関する一般的性格を有するものと位置づけ、同じ経済的機能を有する金融商品にはその行為規制を業態を問わず適用するとされています。従って、銀行業等のように投資サービス業の登録制度の対象範囲に含まれない業者であっても、投資性の強い預金・保険等を販売・勧誘する場合には、投資サービス法上の行為規制を適用することが適

当とされています。

(2) 主要な行為規制

投資サービス法における適合性原則について、体制整備（銀行法第 12 条の 2 第 2 項及び銀行法施行規則第 13 条の 7 等）にとどまらず、現行の証券取引法（第 43 条 1 号）等と同様の規範として位置づけることが適当とされています。

民事上の義務である金融商品販売法上の説明義務と同内容の説明義務を業法上の行為規制として位置づけることが適当とされています。これによって、業者が説明義務に違反した場合に直接的に監督処分を発動できることとなります。なお、金融商品販売法については、その内容を見直し、説明義務の対象に「取引の仕組み」を追加する等の拡充を図る方向で検討を進めることが適当とされています。

不招請勧誘の禁止については、適合性原則の遵守をおよそ期待できないような場合に、利用者保護の観点から機動的に対象にできる一般的な枠組みを設けつつ、当面の適用対象を現行の範囲（金融先物取引）と同様とすることが適当とされています。また、再勧誘の禁止を新たな規制として導入し、例えば取引所金融先物取引への適用を検討することが適当とされています。

手数料開示について、顧客から業者に直接・間接に支払われる手数料（投資信託における信託報酬や販売手数料、変額年金における運用関係経費等）の開示を義務づけることが適当とされています。

6. その他

(1) 特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の区分

適切な利用者保護とリスク・キャピタルの供給の円滑化の両立規制の柔構造化を図る観点から、投資家を機関投資家等の特定投資家と一般投資家に区分し、規制の柔構造化を図るとされています。

区分のあり方については、①一般投資家に移行できない特定投資家、②選択により一般投資家に移行可能な特定投資家、③選択により特定投資家に移行可能な一般投資家、④特定投資家に移行できない一般投資家の 4 分類とされています。

特定投資家（プロ）向けの場合に適用除外する行為規制については、書面交付義務等、情報格差の是正を目的とする行為規制は適用除外する一方、虚偽表示禁止や損失補填禁止等、市場の公正確保をも目的とする規制については、適用除外としないことが適当とされています。

(2) 集団投資スキーム（ファンド）

多数の一般投資家を対象とした匿名組合形式の事業型ファンドに関する被害事例が報じられていることなどを考慮すると、ファンドについては、実効性ある包括的・横断的規制の整備が必要であるとされています。中間整理では、ファンドについては、①開示規制、②販売・勧誘に関する業規制・行為規制、③資産管理、運用者の受託者責任、運用報告等についての最低限の仕組み規制の適用が必要とされていました。これに対し、第一部会報告では、一般投資家向けファンドについては、違反者に対し行政として最も迅速かつ直接的な対応が可能な業規制（自己募集を含む販売・勧誘、資産運用）等を中心に検討することが適当とされています。

(3) 民事責任規定（金融商品販売法の見直し）

金融商品販売法については、金融商品について民法上の不法行為責任を認めた裁判例に照らし、顧客にとってより使いやすいものとする方向で検討を進めることが適当とされています。

(4) 開示規制

開示規制については、投資商品をその性質に応じて企業金融型商品と資産金融型商品に分類し、その分類ごとに開示規制を整備することが適当であるとされています。

また、投資商品の流動性に応じ、上場企業については、他の開示企業に先立ち、四半期報告制度の導入や財務報告に係る内部統制に関する制度の一層の整備を図っていくことが適当である一方、譲渡性が制限されていることなどにより流通の可能性に乏しい投資商品のうち、例えば、その所有者が一定の範囲に留まり、当該所有者が特定できるようなものについては、開示書類を公衆縦覧ではなく直接提供する方向で開示制度を整備することが適当とされています。

また、適格機関投資家の範囲については、事業会社について適格機関投資家の範囲を拡大するとと

もに、事業会社以外の法人や個人についても、一定の者が適格機関投資家となる途を開くことを検討するとともに、少人数私募において、勧誘の対象とされる適格機関投資家の人数制限（上限250名）についても、その大幅な緩和ないし撤廃を検討することが適当とされています。

(5) 自主規制機能を担う取引所の組織のあり方

株式会社形態をとる取引所においては、株式会社としての営利性と、取引所における公共的性格を有する業務との間に利益相反が生じるおそれがあるため、自主規制機能が他の業務から独立して遂行されることが求められますが、現場の品質管理といった側面も踏まえ、取引所を取り巻く環境や、市場の開設者が自らの市場をどうデザインしていくかとの方針は取引所によって異なり得るものであることから、市場の開設者が自らの判断により組織形態を選択できるものとする考えられるとされています。

また、株式会社形態をとる取引所が上場される場合については、自主規制機能を担う組織の独立性を確保するよう求めるとともに、最近の会社法制改正などを踏まえ、主要株主規制などの現行制度を点検し、必要に応じ適切な対応を講ずることが適当とされています。

(6) 自主規制機関

現行の各業法上の自主規制機関は機能に差異がありますが、投資サービス法では、各自主規制機関について、自主規制機関としての性格を最も強く有する証券業協会の機能との同等性を確保するとの観点から諸機能を付与することが適当とされています。

また、自主規制機関への加入を法的に義務付けることなく規制の実効性を確保するため、未加入業者に自主規制機関の規則などを考慮した社内規則の作成などを求める仕組みを整備すべきとされています。

このほか、投資サービス法上の自主規制機関以外の民間団体の苦情解決・あっせん業務について、行政の認定により業務の信頼性を確保し、その自主的取組みを通じた苦情解決・あっせんの推進を図る枠組みを整備することが適当とされています。

7. おわりに

金融・投資サービスに関する包括的・横断的法制である投資サービス法の早期法制化は、金融・資本市場の構造改革を一層促進し、活力ある金融システムを創造していく上での喫緊の課題です。このため、本年の通常国会に関係法案（証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（仮称））を提出することを目指して作業を進めているところです。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[一投資サービス法（仮称）に向けて一金融審議会金融分科会第一部会報告の公表について](#)」（平成17年12月22日）及び「[第42回金融審議会金融分科会第一部会資料](#)」（平成17年12月22日開催）（平成17年12月22日）にアクセスしてください。

金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等ワーキング・グループ報告 公開買付制度等のあり方について

近年の企業の合併・買収件数の急速に伸びや、その多様化等を踏まえ、昨年7月に公開買付制度等のあり方について審議を行う公開買付制度等ワーキング・グループが金融審議会第一部会の下に設置されました。同ワーキング・グループにおいては11回にわたる精力的な審議が行われ、その検討結果は12月22日に金融審議会第一部会へ報告がなされました。以下、同報告の概要について、現行制度の見直しが必要

となる部分を中心にご紹介します。

1. 公開買付規制の適用対象に関する提言

現行制度上、著しく少数の者からの買付けであっても、買付け後の所有割合が3分の1を超えるような場合には公開買付けによることが義務付けられています。このいわゆる3分の1ルールを巡っては、例えば、32%までの株式を市場外で買い付け、その後、市場内で2%の株式を買い付ける、といった態様の取引を行うことにより、公開買付けによらずに3分の1超の株券等を所有するに至る者が出てくるのが想定されます。例えば一定期間に行われる取引所市場外での取引と、取引所内での取引等とを合計すると株券等所有割合が3分の1を超えるような場合に、公開買付規制の対象となることが明確なものとなるよう、所要の手当てを講じることが適当です。

2. 公開買付規制における透明性の確保と公開買付期間等のあり方に関する提言

公開買付けの手續における公開買付者からの情報開示は、株主・投資者が的確な投資判断を行う上で重要な役割を果たしており、公開買付届出書等における公開買付者による情報開示について、更なる充実を図っていくことが適当です。

また、公開買付けについて、その対象会社がいかなる意見を有しているかも、株主・投資者が的確な投資判断を行う上で重要な情報であることから、対象会社による意見の表明は義務化していくことが適当です。

さらに、対象会社による意見表明に際して公開買付者に対する質問がある場合には、意見表明報告書の中で、その点についての言及も行うなど公開買付者に対する対象会社からの質問の機会について一定の制度的枠組みを付与することが適当です。

3. 公開買付期間に関する提言

公開買付期間は、現行制度上、20日から60日の間で公開買付者の選択により決定されることとされているが、株主・投資者による十分な熟慮期間の確保等の観点から、連休等が重なる時期の公開買付けを念頭に、営業日ベースと改めることが適当です。

また、例えば、対象会社が対抗提案を提示し、株主に十分な熟慮期間を与えるために必要な場合には、30営業日を上限に対象会社による公開買付期間の伸長を認めることが適当です。

4. いわゆる買収防衛策と公開買付規制のあり方に関する提言

現行制度上、公開買付けの撤回は、対象会社の破産や合併等限定された場合にのみ認められています。が、いわゆる買収防衛策との関連において、例えば対象会社やその子会社が新株・新株予約権の発行を決定した場合や、重要な資産の売却を決定した場合、あるいは、いわゆる買収防衛策が解除されないことが確実な場合等において、公開買付けの目的の達成に重大な支障となるようなときは、公開買付けの撤回を認めることが考えられます。

さらに、買付条件の変更についても、現行制度上、買付価格の引下げ等、応募株主に不利となる方向での変更は禁止されていますが、例えば対象会社による株式分割等により株価が希釈化された場合に、当該希釈分に対応した公開買付価格の引下げを認めることが適当です。

5. 公開買付けにおける投資者間の公平性確保、株主の保護に関する提言

現行制度上、公開買付者は、応募株券等の数の合計が買付予定数を超えると、按分比例の方法により、その超える部分の全部又は一部の買付けをしないことが認められています。

しかし、上場廃止等に至るような公開買付けの局面においては、手残り株をかかえることになる零細な株主が著しく不安定な地位に置かれる場合が想定されるため、例えば公開買付け後における株券等所有割合が3分の2を超えるような場合については、公開買付者に全部買付義務を課することが適当です。

6. 買付けが競合する局面における投資者の保護に関する提言

ある者が公開買付けを実施している期間中に、他の者が取引所市場内で当該株券等を大量に買い進めるなど、会社支配権に影響のある株式の買付けが競合するような場合について、公開買付けを義務付けることが考えられますが、過剰規制とならないよう、相当厳格な要件の下での義務付けを検討すること

が適当です。

以上に加えて、**大量保有報告制度について、証券市場に与える影響などには十分配慮しつつ、証券取引の透明性、公正性の向上の観点から、そのあり方について所要の見直しを行っていくことが適当であると**の提言がなされています。

具体的には、機関投資家の事務負担が過大とならないよう報告頻度の軽減を認めている特例報告制度に係る報告期限・頻度等については、例えば2週間ごとの基準日における保有状況を5営業日以内に報告するなど可能な限りの短縮等を図っていくことが適当であるとされています。なお、この点については、特例報告に係る報告期限・頻度等の短縮等は基本的に行うべきでないとの指摘もありました。報告期限・頻度等の短縮等に当たっては、併せて、保有目的などに応じて機関投資家であっても的確に一般報告が提出されるよう、規定の整備等の余地がないか、更なる検討が進められるべきです。また、大量保有報告書の提出義務の有無の判断に当たって、共同保有者間の重複計上をネットアウトして保有割合を算出することを認めるなどの合理化を図っていくことが適当です。

なお、現状、保有割合が10%を上回る取引を行った際には、特例対象者であっても一般の報告が求められていますが、10%超保有の状態から保有割合が10%を下回る取引を行った場合についても、一般の報告が行われるよう所要の見直しが必要です。

これらの提言には、法律事項に係るものが多く含まれており、金融庁としては、通常国会への提出を目指している「投資サービス法案」(仮称)の取扱いと併せて、今後鋭意作業を進めていくことを予定しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「[第42回金融審議会金融分科会第一部会議事要旨](#)」(平成17年12月22日開催)(平成18年1月24日)及び「[第42回金融審議会金融分科会第一部会資料](#)」(平成17年12月22日開催)(平成17年12月22日)にアクセスしてください。

企業会計審議会内部統制部会報告 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について

昨今のディスクロージャーをめぐる不適正な事例については、その要因の一つとして、ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制が有効に機能していなかったことが指摘されています。また、米国においては、企業改革法(サーベンス=オクスリー法)により、平成16年から財務報告に係る内部統制について経営者による評価と公認会計士による監査が義務づけられています。こうした動きを受け、企業会計審議会内部統制部会(部会長：八田 進二 青山学院大学大学院教授)では、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価及び公認会計士等による監査の基準について審議が進められ、平成17年12月8日に内部統制部会報告「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方」が取りまとめられました。

本報告で示した基準案は、①経営者が整備・運用する役割と責任を有している内部統制それ自体についての定義、概念的な枠組みを示す「Ⅰ内部統制の基本的枠組み」、②財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価についての考え方を示す「Ⅱ財務報告に係る内部統制の評価及び報告」、③公認会計士等による監査の基準についての考え方を示す「Ⅲ財務報告に係る内部統制の監査」の3部から構成されています。

1. 内部統制の基本的枠組み

内部統制は、基本的に、企業等の4つの目的(①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③

事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全)の達成のために企業内のすべての者によって遂行されるプロセスで、6つの基本的要素(①統制環境、②リスクと評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ITへの対応)から構成されます。このうち、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を「財務報告に係る内部統制」と定義して、本基準案における評価及び監査の対象としています。

2. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

経営者は、内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、財務報告に係る内部統制については、その有効性を自ら評価し、その結果を内部統制報告書として外部に報告することが求められます。経営者が内部統制の有効性を評価するに当たっては、まず、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)について評価を行い、その結果を踏まえて、業務に係る内部統制について評価を行うこととなります。

3. 財務報告に係る内部統制の監査

経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価について、その評価結果が適正であるかどうかについて、当該企業の財務諸表の監査を行っている監査人が監査を行います。監査人は、監査の結果を内部統制監査報告書として作成し、経営者に提出することとなります。

本報告においては、我が国の会社法制と整合的で、かつ、国際的にも説明可能な実効性ある基準のあり方が示されるとともに、財務報告に係る内部統制について経営者による評価及び監査人の監査を求めることが過度の負担になるのではないかとの議論を踏まえ、先行して制度が導入された米国の運用状況等も検証し、コスト等が過大とならないための方策が盛り込まれています。

また、同報告において示された基準案に対しては、これを実務に適用していくとした場合のより詳細な実務上の指針(実施基準)の整備を求める声が多く寄せられたことから、同部会では今後、さらに実施基準の検討を進めることとされ、昨年12月に同部会の下に作業部会(座長・橋本 尚 青山学院大学大学院教授)が設置されました。

なお、昨年12月22日の金融審議会第一部会報告において、上場会社における財務報告の適正性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制に関する経営者による評価と公認会計士による監査について、本報告を踏まえ、その義務化を図ることが提言されています。また、その際、有価証券報告書の記載内容の適正性についての経営者の確認を求める制度についても、併せて導入することが提言されています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「企業会計審議会内部統制部会の報告書のとりまとめについて」\(平成17年12月8日\)](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 投資サービス法で、将来の金融業界がどう変わっていくのか、どう
いう影響を与えていくのか、大臣のお考えを伺いたい。**

A： 金融という中で、銀行、生保、損保、或いは信用金庫、信用組合というのは、それぞれの業務の内容についてそれぞれに対応する業法があって、その中での規制があるわけです。投資サービス法は、業界横断的な法律であることは間違いないわけですが、私のイメージでは、投資家にとって思わぬ落とし穴がある、そういうものに対する備えをしておくことが一番のことであって、既存の金融の世界を直接的に規制するものではないと私自身は理解しております。

[【平成 17 年 12 月 22 日（木）閣議後記者会見】](#)

Q： 99 年ぐらいから金融サービス法、投資サービス法が議論されながら、7 年ぐらい作るのが遅れた、これを振り返ってみてどう考えられているのか。

A： 昔から、投資を勧誘して例えば高利を約束するというような手口は、昭和 20 年代から実はありまして、その時々有効な法律を適用して、そういう悪質な業者を処罰してきたわけでございますけれども、こうして投資の形態が多様化してまいりましたら、やはり全体に網をかぶせる法律、すなわち投資家を保護するという法律が必要になってきたというのは時代の要請であると思っておりますけれども、一方では、そのことによって自由なる投資の機会を奪ってはいけないという思想も、この法律の中には盛り込まれていると思っております。

[【平成 17 年 12 月 22 日（木）閣議後記者会見】](#)

Q： 東証で全銘柄の取引停止という事態になりました。これについての評価をお願いします。

A： 取引所というのは、取引が成立するから取引所と言われているので、取引ができない取引所というのは、その存在価値すら疑われるということをお東証の方々にはよく自覚をしていただきたいと思っております。かなり異常な中での取引停止ということで、理解できる側面はありますけれども、やはり今後惜しみなくシステムの信頼性の向上あるいは処理能力の向上ということをやっていただかなければならないと思っております。これは、システムダウンのときも私は強く申し上げたつもりでございますけれども、改めて東証側には、その点についてはしっかりとした対応をしていただきたいと思っております。

[【平成 18 年 1 月 19 日（木）閣議後記者会見】](#)

《東京証券取引所に関する大臣会見冒頭発言》

東京証券取引所においては、本日の午後の立ち会い時間を 30 分間短縮するなどの措置を講じることになっておりますけれども、こうした状況というのは正常な状況ではないというふうに考えております。一日も早いこの正常化が急務であり、望まれるところであると思っております。

東証は、国内でも、また海外でも、「どうしたんだ」という御批判があるわけでございまして、東証の信頼を回復するという事は、日本の経済にとっても大事なことですし、東証自体の取引所の信頼性を取り戻すという意味でも大変大事なことだと思っております。私としては 11 月のシステムダウン以来、たびたび申し上げてきたことと同じことですが、システムの信頼性、また処理能力、こういうものをやはり向上するために、惜しみなく投資をしていく必要があると思っております。そのことに関しましては、西室社長に私どもの気持ちを強く伝えたいと思っております。

【平成 18 年 1 月 20 日（金）閣議後記者会見】

Q： 売買停止に至って以降、東証から幾つか対応策が発表されています。システムの増強、取引の一部制限など出された対策についての評価をお聞かせください。

A： システムの増強というのは、機械の準備、システムの整備等で一定の時間を要するという事は理解できますが、その時間をなるべく短縮して、こういう事態に備えていただきたいと思っております。

【平成 18 年 1 月 20 日（金）閣議後記者会見】

Q： 三井住友フィナンシャルグループが、6,000 億円規模の増資の発表をしました。これによって公的資金の返済を前倒ししたい意向もあるようですが、こうした動きについての評価をお聞かせください。

A： 金融全体が困難な状況にあつて、公的資金投入ということをしてきたわけですが、公的資金を返したいというお気持ちが出てきて、なおかつ、それができる状況になったということは、大変望ましいことであると思っております。公的資金を返した上で、更にそれぞれの金融機関が健全性を回復することを、私としては期待しております。

【平成 18 年 1 月 10 日（火）閣議後記者会見】

【お知らせ】

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「月刊広報誌アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【12月の主な報道発表等】

- 2日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社りそなホールディングス、株式会社りそな銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の変更を認定
- [アクセス](#) ・ 株式会社SFCGからの行政処分執行停止申立てに対する東京地方裁判所の決定
- [アクセス](#) ・ 産経ネット株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
- ・ りそな銀行と奈良銀行の合併認可書交付
- 5日(月) [アクセス](#) ・ 自己資本比率規制の一部改正に関する告示案に対するパブリック・コメント結果の公表
- 6日(火) [アクセス](#) ・ 届出を行うべきタリバーン関係者等のリストの一部改訂を発出
- [アクセス](#) ・ ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社に対する投資信託委託業者の認可
- 7日(水) [アクセス](#) ・ ワールド・ワイド・トレーダース株式会社に対する行政処分
(内閣府沖縄総合事務局長処分)
- ・ 第40回金融審議会金融分科会第一部会開催
- 8日(木) [アクセス](#) ・ 第13回企業会計審議会内部統制部会開催
- [アクセス](#) ・ 企業会計審議会内部統制部会報告書の取りまとめ
- [アクセス](#) ・ 株式会社ジオネットに対する行政処分（関東財務局長処分）
- ・ 株式会社ブームに対する行政処分（関東財務局長処分）
- 9日(金) [アクセス](#) ・ 地域銀行の平成17年度中間決算の概要（暫定集計値）を公表
- ・ 第9回金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等WG開催
- 12日(月) [アクセス](#) ・ 株式会社サンユートレックスに対する行政処分（関東財務局長処分）
- 13日(火) [アクセス](#) ・ ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点を公表
- ・ 中小企業金融の円滑化に関する意見交換会開催
- 14日(水) [アクセス](#) ・ 東京証券取引所に対する行政処分
- [アクセス](#) ・ インターカレンシー株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
- [アクセス](#) ・ 日本エディア・フューチャー株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
- ・ 第41回金融審議会金融分科会第一部会開催
- 15日(木) [アクセス](#) ・ エコロジー・アセットマネジメント株式会社に対する投資信託委託業者の認可
- ・ 第27回金融審議会金融分科会第二部会・第14回信託に関するWG合同会合開催
- 16日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社トマト銀行に対する行政処分（中国財務局長処分）
- [アクセス](#) ・ トラストジャパン株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
- ・ 第10回金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等WG開催
- 17日(土) ・ お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム イン大阪を開催
- 19日(月) [アクセス](#) ・ フォレックスインターナショナル株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
- 20日(火) [アクセス](#) ・ 地域金融機関の平成17年度中間決算の概要（暫定集計値）を更新
- [アクセス](#) ・ 会社法及び会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（案）等の公表（パブリック・コメント）

- 21 日(水) [アクセス](#) ・ 株式会社アークフィナンシャルに対する行政処分（関東財務局長処分）
[アクセス](#) ・ ユーラック株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 日本エフエックス株式会社に対する行政処分（近畿財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 日本フォレックス株式会社に対する行政処分（近畿財務局長処分）
- 22 日(木) [アクセス](#) ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正
[アクセス](#) ・ 株式等の売買発注に係る一斉点検及び誤発注の再発防止について
[アクセス](#) ・ 公認会計士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係内閣府令の改正(案)に対するパブリック・コメントの結果
[アクセス](#) ・ みずほ証券株式会社に対する行政処分
第 42 回金融審議会金融分科会第一部会開催
[アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第一部会報告「一投資サービス法(仮称)に向けて」を公表
[アクセス](#) ・ 北陸信用金庫に対する行政処分（北陸財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 島根中央信用金庫に対する行政処分（中国財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 熊本中央信用金庫に対する行政処分（九州財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 株式会社西日本シティ銀行に対する行政処分（福岡財務支局長処分）
[アクセス](#) ・ 株式会社イーネット・フューチャーズに対する行政処分（関東財務局長処分）
- 26 日(月) [アクセス](#) ・ 再就職状況の公表及び認可法人、公益法人役員への就任に係る報告状況を公表
[アクセス](#) ・ 平成 18 年度機構・定員及び予算について
[アクセス](#) ・ バーゼルⅡ第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）の実施方針の英語版の公表
[アクセス](#) ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出（追加要請その 38）の発出
- 27 日(火) [アクセス](#) ・ 保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表（パブリック・コメント）
[アクセス](#) ・ 株式会社もみじホールディングス及び株式会社もみじ銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の変更認定
[アクセス](#) ・ 三井不動産商業プロパティファンドマネジメント株式会社及び株式会社シンプレクス・リート・パートナーズに対する投資信託委託業者の認可
[アクセス](#) ・ 平成 17 年度中間期における経営健全化計画の履行状況の公表
[アクセス](#) ・ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対する行政処分
[アクセス](#) ・ アスレード株式会社に対する行政処分（東海財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 東京フォレックス・フィナンシャル株式会社に対する行政処分（関東財務局長処分）
- 28 日(水) [アクセス](#) ・ 保険業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(案)等少額短期保険業関係政府令(案)等の公表（パブリック・コメント）
[アクセス](#) ・ 新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示(案)並びに銀行以外の預金取扱い金融機関（及び銀行持株会社）に関する告示(案)の公表（パブリック・コメント）
[アクセス](#) ・ 有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画(案)の公表（パブリック・コメント）

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。